

**令和 5 年度
国家予算に対する提案・要望**

令和 4 年 6 月
(港湾局関係分)



神戸市

提案・要望項目

| 新型コロナウイルス感染症 原油価格・物価高騰対策項目

4. 市内事業者に対する支援策の充実

| 重点項目

1. グリーン社会の実現

1. カーボンニュートラルの推進

3. 陸海空の広域交通結節機能の強化

1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

2. 国際コンテナ戦略港湾 神戸港の機能強化

3. 神戸空港の利便性向上

4. 都心・三宮再整備の推進

1. 都心・三宮再整備の推進

6. 地域資源を活かしたまちの活性化

1. 観光誘客の推進

7. 安全・安心なまちづくりの推進

1. 国土強靱化による安全・安心の確保

2. 暮らしの安全・安心を守る取組みの推進

新型コロナウイルス感染症 原油価格・物価高騰 対 策 項 目

国家予算に対する提案・要望
令和 5 年 度 神 戸 市

4. 市内事業者に対する支援策の充実

»国土交通省

2) 事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援

○ フェリー・遊覧船事業の事業継続に対する支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料油価格高騰による需要回復への悪影響が懸念される中、新たな需要喚起策を実施するとともに、事業者に対する財政支援を拡充・継続すること

○ 航空事業の事業継続に対する支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に加え、航空事業の継続に不可欠な航空機燃料や軽油等の価格高騰に対する財政支援を拡充・継続すること

2) 港湾局 物流戦略課長 藤元 功	078-595-6302
港湾局 振興課長 長井 勲	078-595-6281
港湾局 空港調整課長 戸田 達也	078-595-6269

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和5年度 神戸市

1. グリーン社会の実現

1-1. カーボンニュートラルの推進

»経済産業省、国土交通省

5) カーボンニュートラルレポート（CNP）の取組み

○ カーボンニュートラルレポート形成に向けた支援

- ・コンテナターミナルにおける脱炭素荷役機械の導入や水素供給方法の構築、港湾施設における太陽光発電の導入等、CNP形成に対する新たな財政支援制度を創設すること
- ・陸上電力供給施設の電気料金制度の改善及び船舶側設備改良に対する新たな財政支援制度を創設すること

6) 神戸空港におけるカーボンニュートラルの取組み

○ カーボンニュートラルエアポート形成に対する財政支援

- ・太陽光発電の導入や灯火のLED化等、空港におけるカーボンニュートラルの形成に対し、既存補助制度の拡充及び新たな財政支援制度を創設すること

5) 港湾局 港湾計画課長 白波瀬 浩司	078-595-6297
6) 港湾局 空港調整担当課長 成本 克彦	078-595-6270

3 - 1 . 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»国土交通省

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・平成30年12月の着工より概ね10年での供用開始に向けた事業費の確保を行うとともに早期に海上部の施工を進めること

3-2. 国際コンテナ戦略港湾 神戸港の機能強化

»国土交通省

1) コンテナターミナルの生産性向上及び交通円滑化に向けた取組みの推進

○ 高規格コンテナターミナルの早期整備

- ・コンテナターミナルの一体利用などによる生産性向上に向けた改良に関する重点的な事業費の確保を行うこと

○ 神戸港におけるDX及びヒトを支援するAIターミナルの実現に向けた取組みの推進

- ・神戸港におけるサイバーポート及びCONPASの導入に向けた取組みを推進すること
- ・民間事業者が実施する遠隔操作RTG及びその導入に必要となる施設の整備に関する事業費の確保を行うこと

2) アジア広域集貨事業の促進及び「集貨」施策の展開

○ 基幹航路の多方面・多頻度化に向けた重点的な航路誘致施策の実施

- ・基幹航路の新規開設について、これまでの港費相当の支援に加え、港域に至るまでの燃料をはじめとする経費についても支援できるよう補助要件を緩和すること
- ・物流混乱時においても、サプライチェーンと基幹航路の維持に向け、神戸港で取り扱う基幹航路の貨物に対する支援ができるよう補助要件を緩和すること

○ アジア⇄北米間貨物をはじめとしたトランシップ貨物の集貨支援

- ・神戸港がトランシップ港として選定されるために、アジア⇄北米間貨物をはじめ神戸を拠点とするアジア域内等トランシップ貨物に対する支援に向けて補助要件を緩和すること

○ 西日本諸港（瀬戸内・九州・日本海）が実施する釜山港等への海外フィーダー航路支援の廃止に向けた国の積極的な取組み

- ・戦略港湾へのさらなる集貨を進めるため、日本海側フィーダー航路を開設したところであるが、国際コンテナ戦略港湾施策がより一層加速するよう、西日本諸港に支援の廃止を働きかけること
-

3) フェリー大型化に向けた支援制度の拡充

- モーダルシフトの推進をはじめ、ドライバー不足も見据えた内航フェリーの大型化などに対する支援
 - ・ モーダルシフト並びにドライバー不足への対処の担い手であるフェリーの大型化及びターミナル等の施設整備に対する財政支援を拡充すること

3. 陸海空の広域交通結節機能の強化

3 - 3. 神戸空港の利便性向上

»内閣官房、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

1) 神戸空港の新たな航空需要創出に向けた支援

○ 国際化を含めた空港機能のあり方の実現

- ・「関西地域における一つの空港システム」において、神戸空港が、関西全体の航空需要拡大、将来にわたる関西経済の発展に資する役割を果たしていくため、関西空港・伊丹空港を補完する観点から検討を進める、国際化を含む空港機能のあり方について、実現に向けた取組みを支援すること

2) プライベートジェットの受入推進に向けた取組み

○ プライベートジェットの受入推進のためC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の拡充及び諸手続きのさらなる緩和

- ・プライベートジェットの受入推進のため、C I Q体制の拡充による神戸空港の運用時間に合わせた受入時間の拡大及び国際定期便が就航している他空港と同等にフライトプラン届出期間の緩和を行うこと

（参考）【現在の神戸空港のプライベートジェットの受入状況】

〔受 入 時 間〕 入国時：平日の 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝不可）
 出国時：7 時 00 分～23 時 00 分

〔フライトプランの届出〕 入国時：入国日の 14 日前まで（※の場合、7 日前まで）
 出国時：出国日の 3 日前まで（※の場合、24 時間前まで）

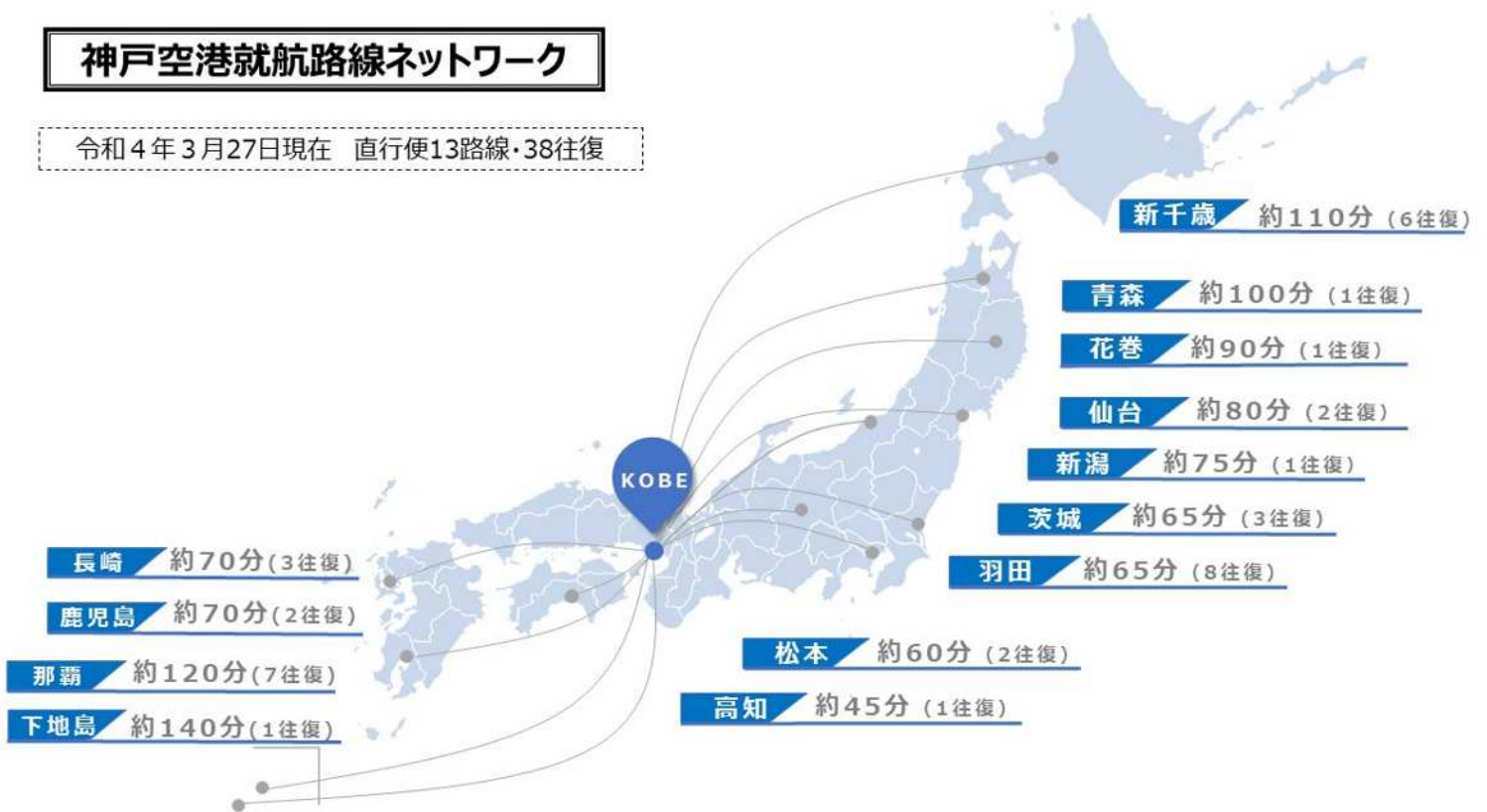
※商用のため緊急やむを得ない事情がある場合

○ プライベートジェットの施設整備に対する補助制度の創設

- ・民間事業者が実施するプライベートジェット専用ターミナル、エプロン、格納庫の整備に対する補助制度を創設すること
-

神戸空港就航路線ネットワーク

令和4年3月27日現在 直行便13路線・38往復



4. 都心・三宮再整備の推進

4 - 1. 都心・三宮再整備の推進

»財務省、国土交通省

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 再開発に向けた国有地の柔軟な処分

- ・市が主体性を持って再開発に取り組むため、都市再生緊急整備地域内の国有地は市への土地譲渡を前提とする柔軟な処分を行うこと
- ・市が買い受けた新港地区の国有地（市が一定の埋立負担を有する）を民間に処分する際は、国の関与なく、市の裁量で処分方式を決定できるようにすること

○ 再開発を促進する税法上の取扱い

- ・都市再生緊急整備地域において、再開発を促進するため、地域内で市が実施する移転補償は、譲渡所得の特別控除等の適用対象とすること

○ 民間投資誘発に向けた支援

- ・上質な観光サービスの需要を呼び込むため、民間事業者が実施する再開発事業を対象とし、民間出資・融資の呼び水となる公的資金による支援制度を創設すること

6 - 1 . 観光誘客の推進

»内閣府、国土交通省

1) 須磨海岸エリアの整備促進によるにぎわい創出

○ 須磨海浜公園・須磨海岸の再整備に対する財政支援の継続

- ・須磨海岸エリアにおける回遊性向上やバリアフリー対策に対する継続的な財政支援を行うこと
- ・須磨ヨットハーバー再整備や新たな海上航路(都心部、淡路等)の実証事業に対する財政支援を拡充すること

7. 安全・安心なまちづくりの推進

7-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»国土交通省

2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進

○ 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策への支援

- ・老朽化が進む港湾施設、海岸保全施設（防潮堤及びポンプ場）の機能確保のため、老朽化対策に対する継続的な財政支援を行うこと

2) 港湾局 港湾計画課長 白波瀬 浩司	078-595-6297
港湾局 海岸防災担当課長 森本 良二	078-595-6324

7-2. くらしの安全・安心を守る取組みの推進

»法務省、国土交通省

3) 水面利用者の安全性の確保

○ 水上オートバイ等の罰則強化及び確実な取締り

- ・ 条例改正により水上オートバイ等の進入禁止区域を設定したが、実効性を担保するため、条例の罰則強化を速やかに進めるための支援を行うとともに、迅速かつ確実な取締りを行うこと
- ・ 水上オートバイ等利用者に対して、安全な航行に関するルールやマナーとともに、罰則強化についても、周知啓発を連携して行うこと